

# 山形市立保育所給食調理業務委託公募型プロポーザル実施要領

令和7年 9月

山形市こども未来部保育育成課

## 1 目的

山形市は、平成31年度から実施している保育所給食調理業務の民間委託の実施について、衛生管理の徹底及び食物アレルギーや離乳食を含めた乳幼児への的確な給食を安定的に提供ができる最適の事業者の選定を行うため、企画提案及び提案発表（以下「プレゼンテーション」という。）による公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）方式を採用する。この要領は、本プロポーザルを実施するに当たり必要な事項を定めるものである。

## 2 プロポーザル概要

### (1) 業務概要

委託業務名	山形市立保育所（つばさ保育園） 給食調理業務	山形市立保育所（さくら保育園） 給食調理業務
履行場所	つばさ保育園 山形市幸町11番3号	さくら保育園 山形市緑町一丁目9番45号
業務内容	「山形市立保育所（つばさ保育園） 給食調理業務委託仕様書」のとおり	「山形市立保育所（さくら保育園） 給食調理業務委託仕様書」のとおり
委託期間	令和8年4月1日から令和11年3月31日まで	
提案上限額	82,800,000円 (消費税及び地方消費税を除く。)	72,360,000円 (消費税及び地方消費税を除く。)
	この金額は各委託業務の契約時の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すもので、各委託業務に係る見積書の提出の際は、この金額を超えてはならない。	

### (2) 応募方法

応募者は、上記（1）の各保育園における委託業務（以下「各委託業務」という。）のいずれかまたは両方の応募書類を作成し、応募するものとする。

### (3) 契約方法

本プロポーザルで決定した候補者（最優秀提案とされた内容について山形市と合意に至った場合に限る。）と山形市との随意契約とする。なお、契約については、委託業務ごとに行う。

## 3 スケジュール

項目	日程
公募開始	令和7年9月2日（火）
質問の受付締切日	令和7年9月12日（金）午後4時まで
質問に対する回答期限	令和7年9月19日（金）
参加申込書等の提出期限	令和7年9月30日（火）午後4時まで
企画提案書等の提出期限	令和7年10月9日（木）午後4時まで
プレゼンテーション実施日	令和7年10月20日（月）

審査結果通知	令和7年10月下旬
契約締結	令和7年11月下旬
業務開始	令和8年4月1日（水）

#### 4 事務局

山形市こども未来部保育育成課 担当：保育係  
住所：〒990-8540 山形市旅籠町二丁目3番25号  
電話：023-6641-1212（内線585、544）  
e-mail：hoiku@city.yamagata-yamagata.lg.jp

#### 5 参加資格要件

本プロポーザルに参加する者は各委託業務に参画する意欲があり、業務の内容についての十分な知識、受託実績等があり、公募開始の日を基準日として次の要件を全て満たすこと。

- (1) 山形市契約規則（昭和39年山形市規則第18号）第25条第2項に規定する競争入札参加資格者名簿に登載されている者で、山形市の指名停止期間中でないこと。
- (2) 地方自治法施行令（平成22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (4) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 山形市暴力団排除条例（平成23年市条例第25号）第2条に規定する暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (6) 税の滞納がないこと。
- (7) 認可保育所、認定こども園又は学校（幼稚園含む）での給食調理業務の受託実績を3年以上有していること。  
※上記の認可保育所に地域型保育事業（小規模保育事業・家庭的保育事業等）は含まれない。
- (8) 過去3年以内に認可保育所、認定こども園及び学校（幼稚園含む）の給食で食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定による営業停止処分を受けていないこと。
- (9) 食品衛生法の規定により営業の許可を取り消された場合においては、当該取消し日から起算して2年を経過した者であること。

#### 6 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問がある場合は、次により提出すること。ただし、審査に支障をきたす質問、評価基準及び他の参加者に関する質問は受け付けない。

- (1) 受付期間  
令和7年9月2日(火)から令和7年9月12日(金)午後4時まで
- (2) 提出方法  
電子メール(表題に「給食調理業務委託プロポーザル質問書」と明記すること。)  
※電子メール送信後は、必ず確認の電話連絡を行うこと。
- (3) 提出書類  
質問書(様式第1号)
- (4) 提出先  
事務局
- (5) 回答期限  
令和7年9月19日(金)

## 7 参加申込及び参加要件適格確認

本プロポーザルに参加を希望する場合は、公募開始日から山形市公式ホームページ上で公開又は事務局で配布する書類を記載の上、参加申込書等を提出すること。

- (1) 受付期間  
令和7年9月2日(火)から令和7年9月30日(火)午後4時まで
- (2) 提出方法  
参加申込書を事務局まで直接持参又は郵送(特定記録郵便等)で提出すること。直接持参の場合は、開庁日(土日曜日及び祝祭日等の休日を除く。)の午前9時から午後4時までの受付時間とし、事前に提出の日時を連絡すること。郵送の場合は提出期限までに到着したものに限り。なお、提出後(事務局受付後)の内容変更、差替え又は再提出は認めない。
- (3) 提出書類
  - ア 参加申込書(様式第2号)
  - イ 誓約書(様式第3号)
  - ウ 会社概要(様式第4号)
  - エ 直近3か月以内に発行された、法人税、消費税及び地方消費税に未納がないことの証明書及び、山形市に本社支社がある者は法人市民税、固定資産税に未納がないことの証明書
- (4) 提出部数  
1部
- (5) 参加要件適格確認  
上記7-(3)で提出された書類で、参加要件適格が確認された者に対しては、参加要件適格通知書により通知を行う。参加要件を満たしていない者に対しては、参加要件不適格通知書により通知を行い、本プロポーザルへの参加を認めない。

## 8 企画提案書等の提出

上記「7 参加申込及び参加要件適格確認」により参加要件適格の通知を受けた者は、次のとおり企画提案書を提出すること。

(1) 受付期間

令和7年10月9日(木)午後4時まで

(2) 提出方法

企画提案書等を事務局まで直接持参又は郵送(特定記録郵便等)で提出すること。直接持参の場合は、開庁日(土日曜日及び祝祭日等の休日を除く。)の午前9時から午後4時までの受付時間とし、事前に提出の日時を連絡すること。郵送の場合は提出期限までに到着したものに限り。なお、提出後(事務局受付後)の内容変更、差替え又は再提出は認めない。

(3) 提出書類

ア 企画提案書(様式第5号、第6号)

イ 見積書(様式第7号)

(4) 提出部数

9部(正本1部及び副本8部)

(5) 企画提案書等の作成要領

別紙「企画提案書等作成要領」のとおり

(6) その他留意事項

応募書類提出後に辞退する場合は、参加辞退届(様式第8号)により申し出ること。

## 9 プレゼンテーションの実施概要

自ら提案する内容に沿って提案内容のプレゼンテーションを行い、審査委員等からヒアリングを受けるものとする。なお、2つの委託業務に応募した場合は、つばさ保育園及びさくら保育園の業務内容が同様のため、プレゼンテーション・ヒアリングは1度に行う。

(1) プレゼンテーションの参加者

プレゼンテーションの参加対象者は、企画提案書等を提出した者とする。

(2) 実施日時及び場所

令和7年10月20日(月)の指定した時間及び場所とし、各提案者の開始時間及び場所については、別途通知する。

(3) タイムスケジュール

1事業者あたりプレゼンテーション20分以内、ヒアリング10分以内の計30分とする。ただし、2つの委託業務に応募した場合は、プレゼンテーション25分以内、ヒアリング15分以内の計40分とする。

(4) 出席者

3名以内とする。

(5) 留意事項

ア プレゼンテーションは企画提案書の内容に沿って行うものとし、追加の提案は認め

ない。

- イ プレゼンテーションには、必要に応じてプロジェクター等機器を用いることができる。事務局で準備する機材は、プロジェクター、スクリーン、パソコン、パワーポイントとする。企画提案等の提出にあわせて申し出ること。
- ウ プレゼンテーションは各評価項目の評価の確認等のために実施するものとし、プレゼンテーションそのものは評価の対象としない。
- エ プレゼンテーションにおいて、会社名がわかる口頭での説明は行わないこと。

## 10 審査及び選定

### (1) 審査及び評価方法

本プロポーザルの評価は、山形市職員で構成する「山形市立保育所給食調理業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）」において、下表に基づき行う。

### (2) 評価項目及び配点

	評価項目	配点	評価点
1	業務実績について	10	企画提案 評価点 (200点)
2	保育園給食に対する基本的な考え方について	40	
3	人員配置及び業務体制について	40	
4	衛生管理及び安全管理の体制について	40	
5	教育及び研修体制について	30	
6	業務引継ぎについて	10	
7	マネジメント能力について	30	
8	見積金額について	50	価格評価点

### (3) 受託候補者の選定

審査委員会は、(1) の評価の結果、各委託業務において合計点が最も高い提案を最優秀提案とし、この提案をした者を受託候補者としてそれぞれ選定するものとする。ただし、最優秀提案の企画提案の評価が、最低基準（企画提案評価点の満点の60%の点数をいう。）に達していない場合は受託候補者とししない。

- (4) 合計点が同点の場合は、見積金額から算出した価格評価点の高い者を優先とする。
- (5) 受託候補者の選定後に不測の事態等が生じた場合は、次点の評価を得た提案者を受託候補者に繰り上げる。
- (6) 失格事項等

次に掲げる失格事項等に該当するものがある提案及び提案者は審査の対象外とし、審査・評価を行わない。

- ア 参加資格要件を欠く場合
- イ 企画提案書等の部数が不足する場合
- ウ 提出書類に虚偽の内容が記載されている場合
- エ 実施要領及び企画提案書等作成要領に記載のある必要事項を満たしていない場合
- オ その他実施要領の規定に違反した場合

## (7) 結果の公表

審査の結果は、最優秀提案の選定から1週間以内に文書で通知する。併せて、山形市公式ホームページに掲載を行う。

## 1.1 本契約

最優秀提案を基本にすべての内容を山形市と受託候補者が協議を行い合意の上、仕様を決定するものとする。したがって、受託候補者の選定をもって企画提案書に記載された全内容を承認するものではない。

山形市と受託候補者の協議において合意が得られなかった場合は、受託候補者は、その資格を失う。その場合は、次点の提案者を受託候補者として繰り上げ、交渉する。

山形市と受託候補者は、本プロポーザルで示した業務内容、業務の範囲及び合意した提案内容に基づいて見積書を徴収し随意契約の方法により契約を締結する。

## 1.2 その他

- (1) 企画提案書等の提出等に係る経費（交通費等を含む。）や、プレゼンテーションへの参加に係る経費等、本プロポーザルへの参加に要する経費はすべて提案者の負担とする。
- (2) 提出書類は返却しない。
- (3) 山形市は、企画提案書の審査・評価の際に提出書類の複製を作成する場合がある。
- (4) 山形市から本プロポーザル及び各委託業務において知り得た情報について、第三者に漏らし、若しくは本プロポーザル及び各委託業務手続き以外の目的に供し、又は無断で使用することは禁止する。
- (5) 提出された書類は、山形市情報公開条例（平成9年市条例第39条）第6条の規定に基づく公開請求があった場合は、原則として公開の対象となる。ただし、公開により、その者の権利、競争上の地位、その利益を害すると認められる情報など、同条例第8条に規定する非公開情報を除く。
- (6) 評価結果に対する異議は一切認められない。
- (7) 電子メール等の通信事故、及び書類等の郵送及び配送の途中の事故（郵送・配送の遅延を含む。）については、山形市はいかなる責任も負わない。
- (8) 契約対象者は、参加申込書に記載した事業者とする。
- (9) 契約締結後であっても、本プロポーザルにおいて契約締結事業者が談合その他の不正行為に関わった事実が発覚した場合、又は契約締結事業者の役員等が贈賄等で逮捕され社会的影響が大きいと山形市が判断した場合は、契約を解除する場合がある。
- (10) 各委託業務は、長期継続契約であるため、契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、山形市は各委託業務を変更又は解除することがある。